

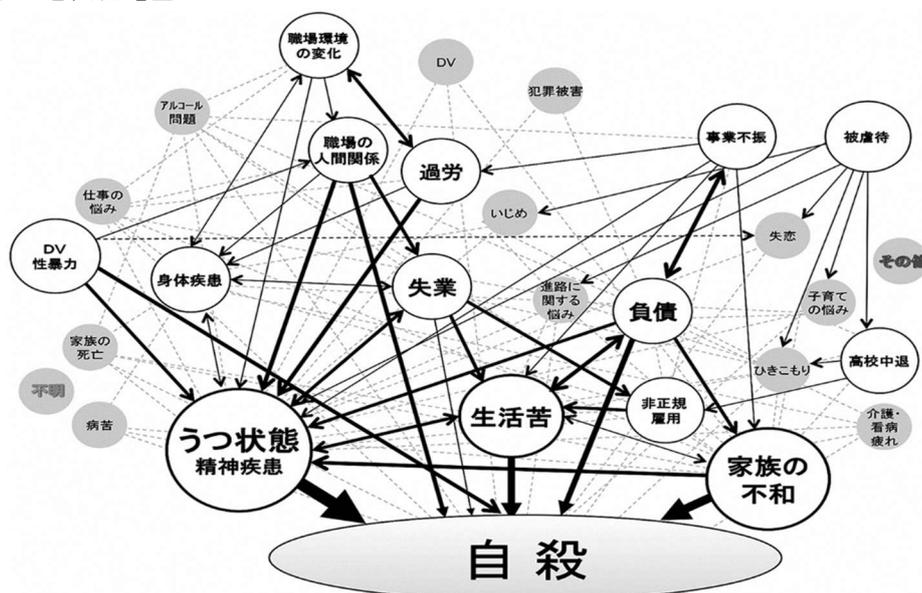
小値賀町自殺対策計画（第2期）

第1章 自殺対策計画の策定にあたって

1.計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な「生きることへの阻害要因」があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に至り、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることが出来ます。自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが重要です。

図 1：自殺の危機経路図



参照：「自殺実態白書 2013」（NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク）

2.計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移しています。このような中、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになってきています。施行から10年目の平成28年3月には、自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まない社会」の現実を目指して、すべての都道府県及び市町村は「地域自殺対策計画」策定を義務付けられました。

長崎県では、平成19年に「長崎県自殺対策5か年計画」を策定し、関係機関・団体が連携・協力した総合的な自殺対策の取り組みを実施してきており現在第4期計画に基づく具体的な施策を令和4年から5か年で展開しています。

本町においても、このような状況を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実

現」を目指して、令和2年に「小値賀町自殺対策計画」を策定し、今回令和7年から第2期計画を展開していきます。

3. 計画の見直し

国の自殺対策の指針である自殺対策大綱は、おおむね5年に1度を目安に改訂が行われていることから、本町の計画は、令和7年度からおおむね5年間とし、国の動きや自殺の実態、社会状況等の変化を踏まえ、内容の見直しを行うこととします。

4. 計画の推進体制

小値賀町自殺対策計画の推進にあたっては、精神保健福祉業務を担う健康管理センターと小値賀町福祉事務所が連携して策定を行いました。

計画の推進にあたっては様々な関係機関・団体が計画の方向性や進捗状況を共有できることが重要です。その機会として計画の分析・指導を行う専門機関「健康おぢか21協議会」にて自殺対策計画の協議を行います。

今後も、住民と行政が地域にあった活動になるよう話し合いをしながら進めていきます。

5. 主な評価指標と目標値

本計画の主な評価指標を次のとおりとし、毎年度取り組み状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し、報告の上、その後の取り組みについての協議会を行い、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

	目標	検証指標	目標値
長期	年間自殺者が0人となる	人口動態統計調査に基づく自殺者数	0人
短期	町民一人ひとりが自殺を身近な問題としてとらえ、こころの不調のサインについて理解できる。	ゲートキーパー養成講座受講者数	100人
	町民一人ひとりが気軽に支援者又は支援機関に相談できる。	町民への啓発と周知の進捗状況	50%